

# 令和5年度情報公開・個人情報保護制度に基づく 実施状況及び運用状況について

## 第1 令和5年度情報公開制度に基づく公文書開示の実施状況概要

福島市は市が保有する情報の提供を促進し、市民のみなさんの市政に対する信頼の確保と市政への市民参加を推進することを目的として、平成10年10月1日に福島市情報公開条例を施行しました。

この条例では第20条に「毎年1回…公文書の開示の実施状況をとりまとめ、公表するものとする」と定めています。本概要は、この規定に基づき令和5年度分の実施状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

(単位：件)

請求 件数	公文書件数	決定区分等(年度内処理分)				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
397	441	224	118	35	0	20

※1 請求書が1通であっても複数の所管課等にわたる場合は、分割して計上しています。

2 決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和5年度に決定されたものも含まれます。  
また、令和6年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

### 2 請求者の状況

(単位：人)

1 市内に住所がある人	2 市内に事務所・事業所等を持っている法人等	3 その他市外の人
49	173	175

※延べ人数

### 3 不開示の理由

開示請求のうち不開示又は部分開示となったものの、不開示の理由別内訳は次のとおりです。  
個人情報、公共安全情報に係る理由が多くなっております。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には重複して計上しています。

(単位：件)

法令秘 情報 (9条1号)	個人 情報 (9条2号)	法人等 情報 (9条3号)	公共安全 情報 (9条4号)	国等協力 関係情報 (9条5号)	意思形成 過程情報 (9条6号)	事務事業 執行情報 (9条7号)	適用除外 文書 (17条)
1	66	7	45	4	4	22	—

※延べ件数

#### 4 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(単位：件)

年度	審査請求	行政不服審査会					
		却下	認容	取下げ	諮問	答申	諮問後 取下げ
5	1	0	0	0	0	2	0

※1 令和5年度に処理を行った件数になります。審査請求があっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため審査請求件数と諮問や答申等の件数は一致しません。

2 却下は、審査請求が不適法であることを理由に審査請求を却下したものの。

3 認容は、審査請求には理由があるとして開示を認めたもの。

4 行政不服審査会は、審査請求があった場合に、諮問を受けてその内容について審議する市の附属機関。

#### 5 市民情報室情報提供処理状況

閲覧件数（件）	情報提供	
	写し枚数（枚）	有償頒布（冊）
71	2,279	125

## 第2 令和5年度個人情報保護制度の運用状況

福島市は、個人の権利利益を保護することを基本理念とし、個人情報の保護に関する法律が地方自治体に適用となったことを受け、令和5年4月1日に、福島市個人情報の保護に関する法律施行条例を施行しました。

条例第9条に「市長は、毎年1回、法の施行状況を取りまとめ、公表ものとする。」と規定されており、これに基づき令和5年度分の運用状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保有個人情報の開示請求件数及び令和5年度に実施機関が行った開示・不開示等の処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

保有個人情報 開示請求	決定区分等（年度内処理分）					保有個人情報 訂正 請求	決定区分等		
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ		訂正	部分 訂正	不訂正
51	21	17	8	—	1	1	0	1	0

※決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和5年度に決定されたものも含まれます。また、令和6年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。